

食料安全保障の強化と食料・農業・農村政策の確立を求める特別決議

我が国の農業政策の基本となる食料・農業・農村基本法の制定から20年以上が経過したが、農業者の高齢化や農地面積の減少に加え、頻発する自然災害による農業被害などで生産基盤が脆弱化し、食料自給率の低下、農村社会の疲弊など農業情勢が大きく変化している。また、相次ぐ大型貿易協定発効による農産物市場開放の進展や生産現場を置き去りにした農業・農協改革の断行などによって、農業・農村をめぐる環境は益々厳しい状況下におかれている。

一方では、2020年1月より急激な感染拡大となった新型コロナウイルスの影響で、人やモノの流れが制限され、国内外の旅行客の減少や飲食店の時短営業などから農畜産物需要が激減し、発生から3年が経過した今尚、米や砂糖、乳製品などの在庫の滞留が続き価格が低迷している。また、昨年2月に突如として勃発したロシアのウクライナ侵攻によって、両国が穀物やエネルギー等の重要な輸出国であったことから、世界経済が一変し、農業分野においても燃油、肥料、飼料などの生産資材の価格高騰等で我が国農業は危機的な状況に陥っている。

こうした情勢から、政府は昨年12月、「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、海外依存度が高い生産資材や穀物等の輸入率を低くする政策転換を目指して、食料の安定供給体制の確立を打ち出している。また、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応などを踏まえて、農水省は食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検証を昨年9月より開始していることから、生産現場に寄り添った政策の確立・実現に向けて運動しなければならない。

よって、我々組織は政府に対し、世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、平時からの食料安全保障政策の強化を図るため、食料の安定生産・供給に向けて、生産資材の安定確保や担い手・労働力の育成・確保、新たな直接支払制度の確立等の施策を拡充するなど、農業生産基盤を一層強化するとともに、国内生産の増大、食料自給率の向上を図ることを求めることとする。

また、食料・農業・農村基本法の見直しにあたっては、「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」などの基本理念を堅持するとともに、環境に配慮した持続可能な家族農業など多様な農業の存続及び農村の振興を図り、農業者が将来に渡って安心して営農ができるよう食料・農業・農村政策の確立を強く求め、ここに決議する。

2023（令和5）年 2月13日

北海道農民連盟 第50回定期総会